

<改定箇所>

(VISAビジネスカード法人会員規約)

改定後	現行
<p>第4条（カードの貸与と取り扱い）</p> <p>1. 当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面に印字または登録した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者等本人以外使用できないものとします。また、使用者等は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者等は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を保管・管理・使用するものとします。代表使用者は、カード発行後も、届出事項（第24条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。</p>	<p>第2条（カードの貸与と取り扱い）</p> <p>1. 当社は、使用者等に対し、使用者等氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）をカード券面上に印字した使用者等の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード券面に印字された使用者等本人以外使用できないものとします。また、使用者等は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者等は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を保管・管理・使用するものとします。代表使用者は、カード発行後も、届出事項（第24条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者等は、使用者等本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者等の氏名を自署するものとします。</p>
<p>第16条（カード利用の断り及び一時停止等）</p> <p>9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であっ</p>	<p>第16条（カード利用の断り及び一時停止等）</p> <p>(新設)</p>

<p>て、貸金業法、割賦販売法その他の法令の 確実な遵守のためカードの利用停止が必 要と判断する場合には、事前に当社が相 当と認める方法で告知の上、一定期間カ ードショッピング、キャッシングリボ及 び海外キャッシュサービスの全部または 一部の利用を停止することができるもの とします。</p> <p>10. 当社は、当社における法令遵守の観 点から当社が必要と認めた場合には、他 のアカウントへのチャージ（送金）取引 について、カードの利用を制限するこ とができるものとします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第17条（法人会員資格の取消及び使用 者資格の取消等）</p> <p>3. 当社は、法人会員または使用者が本条 第1項第8号または第9号の事由に該当し た場合、法人会員及び使用者の保有する当 社が発行する全てのカードについて通知・ 催告等をせずに法人会員資格または使用者 資格を取消することができるものとし、当社 と法人会員及び使用者とのその他の契約に ついては通知・催告等をせずに解除するこ とができるものとします。</p>	<p>第17条（法人会員資格の取消及び使用 者資格の取消等）</p> <p>(新設) 以下項番線下</p>
<p>第21条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負いま せん。なお、本項において会員の故意過失 を明示的に記載しているものを除き、会員 の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>⑦法人会員または使用者が複数回に亘り類</p>	<p>第21条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではん補の責を負い ません。なお、本項において会員の故意過 失を明示的に記載しているものを除き、会 員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

<p>似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者の過失に起因する場合</p>	<p>以下項番線下</p>
<p>第23条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイト及びアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</p>	<p>第23条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。</p>
<p>第24条（届出事項の変更） 1. 法人会員が当社に届出した使用者等の氏名、住所、電話番号、連絡先、決済口座、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。</p> <p>（略）</p> <p>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している法人会員及び使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該法人会員及び使用者は届出に応じるものとします。</p>	<p>第24条（届出事項の変更） 1. 法人会員が当社に届出した使用者等の氏名、住所、電話番号、連絡先、決済口座、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることできます。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第30条（カードショッピング） 2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署</p>	<p>第30条（カードショッピング） 2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署</p>

<p>名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはＩＣチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ＩＣチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>	<p>名することにより、当該取引によって使用者等が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはＩＣチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ＩＣチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>
--	---

（ＥＴＣカード特約（法人用））

改定後	現行
<p>第8条(会員保障制度) 3. 次の場合は、当社がはてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p>	<p>第8条(会員保障制度) 3. 次の場合は、当社がはてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設) 以下項番繰下</p>

（個人情報の取扱いに関する同意条項）

改定後	現行
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等） ①申込み時または入会后に使用者等が提出</p>	<p>（個人情報の収集・保有・利用等） ①申込み時または入会后に使用者等が提出</p>

<p>する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>	<p>する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債及び収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、及び当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。）及び使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）及び使用者等は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。</p>